

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所
設置変更許可申請（標準応答スペクトル¹の規制への取り入れ））
2. 日時：令和5年8月1日 13時30分～14時55分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、
片桐主任安全審査官、藤原主任安全審査官、伊藤安全審査官、
小野安全審査官、田代審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他8名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について（S-2-1（改1））
- （2）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 伊方発電所3号炉との比較表（S-2-1 比較（改1））
- （3）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請への影響について（S-2-2（改1））
- （4）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請への影響について 伊方発電所3号炉との比較表（S-2-2 比較（改1））
- （5）東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書比較表（震源を特定せず策定する地震動）（本文五号，添付書類八，添付書類十）（S-2-3 比較（改1））
- （6）東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表（震源を特定せず策定す

¹ 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

- る地震動) (S-6 (改0))
- (7) 東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について (S-7 (改0))

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、規制庁のオノです東海第2発電所の標準応答スペクトルのヒアリングを開始します。衛藤。
0:00:11	それでは説明をお願いします。
0:00:18	はい。日本原電、平井でございます。よろしくお願いいたします。
0:00:22	ヒアリングのコメント回答ということで資料につきましてはですね、コメントリストということで1枚紙。
0:00:29	が、一つありまして、それに対する資料反映したものを、下、改正位置で後ろにつけているといった形でございます。説明につきましてはですねコメントリストを主に、
0:00:43	ご説明させていただいてポイントだけちょっと資料の方、飛んでですね、ご説明させていただきたいと考えてございます。
0:00:50	それではですねコメントリスト1枚ものに沿ってですねちょっとご説明させていただきたいと思えます。
0:00:56	まず順番に上からいきますとナンバー1ですね。
0:00:59	こちら申請前回ヒアリング申請の概要を説明させていただいたときにですね、今回追加するS30につきまして、超過範囲水平方向で1秒から2秒ニイツ、
0:01:10	に関わる記載がですね、なかったということで、審査会合資料につきましてはそういう、そういった調査範囲についても記載するようにコメントをいただいておりますので、
0:01:20	審査会合の資料につきましては、反映してご用意させていただいておりますので、後程このコメント回答の後にですね、ご説明させていただきたいと思えます。
0:01:30	次にナンバー2に行きますけれどもこちらの改正基準適合性に関する審査資料に関わる部分ですけれども、
0:01:36	コメント内容としましてはですね、弾性設計用地震動SDを整数値にした場合0.5を下回る記載がありまして、こちら清岡SSでも同様、
0:01:47	の整理をしておりましたので審査資料に反映しておりまして、
0:01:51	コメントとしまして、許可、Ssでも同様の整理をしていたことがわかるように、記載して欲しいということだったので、記載の充実化を図っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:01	次すいません。ナンバー3 いきまして改正規則適合性の、伊方発電所3号炉との比較の際にですね、
0:02:10	S Dの設置にした場合0.5を下回る記載がですね、等にオリジナルなのか先行電力も同様の記載があるのかを整理することということで、
0:02:21	他電力につきましても、確認したところですね整数値にした場合設定した比率が下回る表記となっている場所、なっておりますけれども、
0:02:31	当院のように審査資料に地震応答解析に適用する桁数で妥当性を示しているのは、頭にオリジナルであるということを確認してございます。
0:02:43	すいません次いきまして、ナンバー4ですね、こちら改正規則適合性に関する資料につきまして、テンジウ
0:02:51	を、今回申請等には記載してございますけどその使用費について投入オリジナルなのか、PB電力のサインによるものなのかというところを
0:03:01	差異理由のところ記載の充実化をするというところで、確認したところですね、テンジウに震源を特定せず策定する地震動と、一応ハザードスペクトル、
0:03:12	比較を載せているのは、他のBWRプラントも同様であることからその旨を記載して、記載の充実化を行っております。
0:03:22	またですね差異理由のところ他の部分についても同様に記載の充実化を行ってですね投入オリジナルなのか、BWRも同様に記載してるのかというところを整理してございます。
0:03:34	で、次ナンバー5ですけれどもこちらがちょっと今回ポイントになるところかと思っておりますけれども、設置許可申請書への影響というところで、堰及び工事計画の見通しのところ、
0:03:46	前回ですね、水平方向と鉛直方向の組み合わせで見通しを置いていると。
0:03:52	いったような記載をしてございましたけれども、コメントを受けてですね、実際に超過している、こういう超過者範囲に固有周期を有する施設について、
0:04:02	抽出してですね現状の評価実績、またはですね設計裕度等最大超過率の関係等から影響評価をしてですね表に位置して、整理してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:13	資料につきましてはですね、S-2-2の下位の1、
0:04:18	の資料を、
0:04:20	に記載しております、通し番号でいきますと、11ページをお願いいたします。
0:04:38	はい。通し番号11ページ、こちらの方に表で整理してごさいます。
0:04:43	表自体はですね、左側から対象施設で対象施設の一次固有周期で一番右にですね32追加に伴う設計及び工事計画の見通しということで整理してごさいます。
0:04:56	で、対象施設につきましてはですね、建物構築物と土木構造物と機器配管系に分けて記載してごさいます。
0:05:04	通し番号11ページ見ていただきますと、建物構築物からいきますと、主に集配費等ですけれども、固有周期が1.17で超過範囲ありまして、
0:05:16	あ、ごめんなさい。
0:05:17	資料も一体。
0:05:19	S-2-2の、ごめんなさい、S-
0:05:24	ごめん。
0:05:27	鳥栖と、
0:05:30	規制庁宮ですコメントリストに沿って説明するのであれば、コメントリストと該当資料を、
0:05:38	明確に比較しながら説明していただかないと、これだけを説明する意図がよくわかり、わからないので、これを説明してまたこれでも説明こっちでも説明すると同じこと繰り返になりますよね。
0:05:50	それとコメントリストをせっかくつくってるのであれば、コメントリストの例えば1に対して、資料番号の番号でその箇所を説明しながら進むなり、
0:06:00	それとも資料の構成に沿って、
0:06:03	該当の指摘時指摘、指摘回答をしていくとか、そういうふうにしていかないと、今、何を説明されようとしてるのかよくわかりません。
0:06:14	失礼いたしました。えっとですねすいませんナンバー5につきましては今回ポイントとなるところですのでちょっと資料に飛んでちょっとご説明させていただこうと考えた次第でごさいます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:26	すいません、資料の方もう一度
0:06:29	第1、
0:06:31	失礼いたしました。
0:06:36	であるとか、
0:06:37	コメントリストに、
0:06:41	それでありましたコメントリストに沿ってちょっとご説明させていただき形よろしいでしょうか。はい。
0:06:47	すいません。
0:06:48	どうしましょう。また、ナンバー1から順番に、
0:06:51	すいません。ナンバー1の方はですね、超過範囲の期さあ、すいません。32の超過範囲の水平方向1秒から2秒の記載を審査会合資料に、
0:07:02	追記するということで、こちら反映してございます。
0:07:06	ナンバー2の方ですね、こちらはですね、先ほど申しましたけれども、
0:07:11	原電の神尾です新
0:07:13	No. 1についてはですね申請の概要の審査会合資料になりますので、一通り説明させていただいた後にですね、
0:07:23	審査会合資料を説明させていただく時にですねこちら回答させていただきたいと思います。そしてナンバーツーから回答させていただきます。
0:07:32	はい。失礼いたしました。
0:07:35	ナンバーツーですけれども、こちら
0:07:37	檀成績をSDを正推進した場合0.5を下回る記載について許可Ssでも同様の整理をしたので、今回審査資料に反映してですね、
0:07:48	記載の充実化を行ったといった整理でございます。
0:07:51	ナンバー3ですけれども、
0:07:55	ごめんなさい、すいません。
0:07:58	失礼しましたナンバー2のところですかね。S-2の一井。
0:08:03	ですね。
0:08:19	すいません通し番号がですね8ページになります。
0:08:30	8ページの、あ、ごめんなさい通し番号8ページの方で、黄色でハッチングしている箇所が追加箇所になってございます。
0:08:37	で、
0:08:40	よろしいですかすいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:42	8 ページの方に、許可 S s でも同様にそういった整数値にした場合 0.5 を下回るものがあったのでそういった、
0:08:49	確認を、同様に行っている旨を追記してございます。
0:08:56	併せてですね比較の表の方もですね、追記して整理してございます。
0:09:06	はい。ナンバー3 につきましてははですね、他電力の状況を確認した結果ですけれども、他電力の方でもですね整数値にした場合ですね、設定した比率を下回る記載となっておりますけれども、
0:09:20	審査資料にこういった形で地震応答解析に適用する桁数で妥当性を示しているのは、投入を担うというところで整理してございます。
0:09:29	ナンバー4 ですけれども、こちら添 10 の申請用品に関わる部分について投入オリジナルなのか P B の差異によるものなのかを整理するということで、反映した箇所につきましてははですね、S - 2 - 1 の比較、甲斐 1、
0:09:44	になってございます。
0:10:08	失礼しました。伴通し番号としましては 7 ページ。
0:10:12	でございます。
0:10:16	7 ページの差異理由のところですね。
0:10:20	今回伊方との比較なので記載そうにして書くわけですね、こういった比較図を載せているのは BWR プラント同様ということで追記してございます。
0:10:36	続きましてナンバー5 になりますけれども、こちら設工認設計及び工事計画の見通しについて超過範囲にし、こういう周期を有する施設について、
0:10:47	抽出して整理を行ってございます。反映箇所としましてははですね S - 2 の 2 階位置ですね、の通し番号でいきますと、ナンバー 11 ページになってございます。
0:11:12	こちら表の上、整理してございまして左側対象施設、一次固有周期で右側に S s 32 追加に伴う設計及び工事計画の見通しを整理してございます。
0:11:23	対象施設については建物構築物、土木構築物、機器配管系で区分けして記載してございまして、
0:11:30	まず建物構築物からでいきますと、主に主排気塔を、が 1.17 で 1 オカ 2 秒のこういう周期有してございまして、イトウとしましては

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ですね、S30に概ね妥当チェックしていこう地震応答解析を実施して、
0:11:44	そちらがですね清川SSの最大応答値に包絡することを、
0:11:49	確認してございますので見通しを有するという整理をさせていただきます。
0:11:53	土木構造物につきましてはですね、11ページから、12、13、
0:12:00	14ページまで対象施設が基本的には、行為超過範囲の1秒から2秒に該当するということで、
0:12:08	整理してございましてこちらにつきましてはすべてですね、地震応答解析までは、
0:12:14	確認してございまして、そこから算出される主照査値、
0:12:18	評価してございます。基本的にはですね、既許可S _s の最大照査値がですね30日育ちが既往開設の最大照査値に包絡する。
0:12:29	もしくはですね、整数さん境界S _s の最大照査値を超過する、上回る結果になるけれども、所定の評価基準値に満足することを確認しているといった形で、
0:12:40	積及び工事計画の見通しを確認してございます。
0:12:49	で、
0:12:51	通し番号14ページからですね機器配管系の設備について整理してございます。
0:12:57	適時配管系の説明につきましてはですね、基本的にはですねこれから耐震評価を行っていく部分もございまして、評価の仕方としてはですね清岡SSによる設計誘導に対して、
0:13:10	最大超過率が上回っていることを確認して見通しを有するという形で整理してございます。
0:13:17	特徴的なのはちょっと高圧電源装置については加振試験で機能維持の評価をしているところもありますので、こちらにつきましてはですねS32を踏まえた、
0:13:27	稼ぎは上回るような化審法で加振試験を実施してございまして見通しを有するという形で整理してございます。
0:13:36	ナンバー5の回答につきましては以上になります。
0:13:40	続きましてナンバー6。
0:13:42	のコメント回答。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:46	に入らせていただきます。コメント内容につきましてははですね、第3-2表ということで、資料につきましてはS-2-2の下位の1、
0:13:56	の、20数、すいません。
0:14:02	通し番号でいきますと25ページお願いいたします。
0:14:09	25ページの中頃ですね、動的機能維持に関わる評価結果を清川の
0:14:14	申請書の方で評価をしましてそちらの見通しのところですね、前回イセ御説明時にはですね5設計または短周期側に固有周期を有していおり、
0:14:24	一致していないので影響はないという整理をしてございました。
0:14:28	コメントとしましてはですね数値を、を確認して記載して欲しいというところでしたので、短周期側にこういう周期を有する対象設備、すいません、対象設備の短周期側の、
0:14:39	この周期を確認しまして、最大の固有周期となる、0.074秒に対して以下であるということを確認してございますので、追記、こういった形で記載の充実化を行っております。
0:14:53	その他についても関連する箇所は、そういった形対象設備のこういう周期を整理して追記しているといった流れになってございます。
0:15:03	次すいません7、No.7のコメント回答いきます。
0:15:07	こちらがですね、第五条の防波堤の納入物化に関して、前回ですね、御説明時にある地震応答解析を実施し見通し終えていると、というような整理をしてございましたけれども、
0:15:19	具体的に評価結果を記載する必要があるというところで、反映してございます。
0:15:26	資料につきましてははですね先ほど同じS-2-2の甲斐の1の資料につきましては次のページですかね。通し番号26ページをお願いいたします。
0:15:39	こちらの2段落目のところですがけれども、黄色でハッチングしてる箇所ですね、地震応答解析を実施し、境界政策最大、
0:15:47	残留変位量に包絡する。
0:15:50	他する見通し終えているためということで、記載の充実化を行ってございます。
0:15:56	次にナンバー7ですがけれども、すいません。ナンバー8ページですがけれどもこちら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:01	鋼管杭の鉄筋コンクリート膨張平均の評価結果についてちょっと、現状の記載ではわかりづらいというところを出したところでしたので、記載の適正化を行った活動になります。
0:16:12	こちら、同様のページ数で、通し番号 26 ページのところの次、先ほどご説明させていただいた下の、
0:16:20	方になってございますけれども、地震応答解析を実施し、工認の評価において評価基準値以下である見通し終えているという形で整理して、記載の適正化を行ってございます。
0:16:33	すいません次いきまして、No.9 ですね。
0:16:37	こちら、まとめ資料まとめの記載の部分ですね、超過範囲に固有周期を有する施設の見通しについて現状の記載ちょっとロジカルではないということで考え方を整理するというところですけども、
0:16:50	先ほどナンバー5 の整理結果からですね、設計及び工事計画の見通しを有することが確認できましたので、その記載の見直しを行ったというところです。
0:17:03	該当ページはですねその 2-2 の甲斐の 1 の 33 ページになってくる。
0:17:09	あ、ごめんなさい、えっとですね。
0:17:12	通し番号で言ってますと、
0:17:18	失礼しました通し番号でいきます 35 ページお願いいたします。
0:17:22	こちら中頃で黄色ハッチングしてる時ところですけども、
0:17:27	短周期側にこういう周期を有していること。
0:17:30	と、あと、先ほど第 2-3 表というのが先ほどあの影響評価結果で示した表ですけども、こちらと結びつける形ですね、一部長周期側にこういう周期を有する施設に対する影響評価結果を踏まえてですね、
0:17:43	設計及び工事計画の見通しを終えているというふうに結論づけているといった形です。
0:17:49	続きましてですね、No.10 ですけども、
0:17:53	こちら、まとめのところですねなお書きで、現地工事のあるなしですね、経理的基礎が、に反映する等の、
0:18:01	確認が必要というところで原燃としてどう、どうなのかというところですけども、こちらにつきましてもですね先ほどナンバー5 でご説明させていただいた通りですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:11	設計及び工事計画の見通しは有していると。
0:18:15	判断でき、現時点で現地工事の発生はない見込みですので、現状のままのなお書きという形で整理させていただいております。
0:18:25	次すいません、No.11 ですけども、
0:18:28	こちら添付資料一井の方にですね、余震荷重の設定における記載がありましてその中でですね、基準津波とは下の地震、各本震が重なることはないことを、
0:18:40	先行以下たが記載してございますのでそちらに合わせて、記載の充実化を行うというところと、あとまたですね 32 伴って、
0:18:50	追加に伴って余震と、誘発地震の地震動ニイツ関わる評価に影響がないことを記載することというところで、反映してございます。
0:19:01	該当ページにつきましてはですね、先ほど S-2-2 の階の 1 の通し番号 36 ページ、
0:19:09	になってございます。
0:19:12	こちら 2 ポツの基準津波と組み合わせる地震の考え方というところで、こちら、伊方の審査資料に合わせてですね、追記している形になってございます。
0:19:25	で、
0:19:26	さらにですね、通し番号 38 ページをお願いいたします。
0:19:33	こちら 3 ポツでですね 30 S u i c a に伴う影響ということで整理してございまして、こちら基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性ある余震と、
0:19:44	誘発地震を整理した結果に影響を与えないということで、記載の充実化を図ってございます。
0:19:53	で、すいませんNo.12 行きます。こちら、許可申請書の比較表の中でですね、記載の適正化が設置許可基準規則の改正に伴うものであればその旨を追記するという形で、
0:20:06	整理してございまして反映箇所としましてはですね、
0:20:10	資料変わりました、S-2-3 の下位の 1、
0:20:15	でございます。
0:20:18	甲斐の市野と、1 ページお願いいたします。
0:20:23	こちら耐震構造のですね設計方針のところですけども都丸っていうところですね、とどまっ。
0:20:29	のひらがなに改正されているところ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:33	2、再説明のところにですね、設置許可基準規則改正に伴う反映ということで、追記させていただいた形でございます。
0:20:41	で、全体通してですね、そういった形で基準改正に関わる部分については同じ、同様にですね、
0:20:48	反映ということで再説明に追記しているような形でございます。
0:20:53	で、最後になりますけれどな、No.13 ですね。
0:20:57	こちら、記載の適正化が、震源特性、今回の記載の適正化において、社内ルールで適正化した部分もございまして、
0:21:07	そういったものに関しては設置許可申請書の変更理由に追記しなくていいかというところの検討することということで、回答としましてはですね今回の記載の適正化は震源を特定せず策定する地震動に関わる
0:21:21	変更申請にあわせて行ったものであり、
0:21:24	下の理由ではないため、変更理由としては記載していない整理で考えてございます。
0:21:32	はい。すみませんコメント回答につきましては以上になります。
0:21:41	規制庁の小野です。それでは確認を始めたいと思います。
0:21:46	ごめんなさいとちょっと、
0:21:49	3点ほど確認したいところがあるんですけども。
0:21:53	ナンバー2の0.5を下回るSDの関係のやつってあれですかね、既許可のSSだと何番とか該当するのかって教えていただいてもいいですか。
0:22:17	はい。日本原燃の平でございます。既許可のS _s でいきますと、S _s -11、
0:22:24	とS _s の中に、
0:22:27	と、S _s -21がですね、下回る。
0:22:31	表記になると、いうことを確認してございます。
0:22:35	規制庁の浅利ございあれですよこれわあ、確かってテンパちいも、下回るテンパチが下回る記載になってるってことでいいんですよね。
0:22:45	日本原電の平井でございますご認識の通りでございます。
0:22:49	はい、規制庁なしわかりましたありがとうございます。
0:22:52	衛藤先ほどちょっと個別に説明のあったNo.6なんですけど、
0:22:58	ちょっとよくわかんなくなっちゃって、
0:23:01	今回追加された表、第2-3表でしたっけ、S-2-2。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:08	の資料の6ページだけ下の表で6ページの表、
0:23:16	があって、
0:23:20	6ページにごめん、11ページか11ページの表があって、
0:23:25	これにごめんなさい20、
0:23:29	5ページのこの第3-2表の関係って何なんでしたっけ。
0:23:34	第3-2表の方は条文ごとに、S sに対して既許可で補足説明資料とかで主張しているものであって、
0:23:46	それを除いたんだけど今回の固有周期と一致するものが11ページでこれは工認段階の審査で確認してるものを改めて抽出してきたっゆうことですか。
0:24:00	はい。日本原燃平井でございます。
0:24:02	とですね、ナンバー6の第3-2表につきましては、既許可申請省の審査資料の中で、
0:24:11	S sに対する評価結果を示したものに対しての見通しを整理して、
0:24:17	る表になってございます。
0:24:20	で、一方ですすね11、通し番号11ページの今回追加している表につきましてははすすね、S s32が超過する範囲、
0:24:28	企業開設に対して超過する範囲に固有周期を有する施設を新たに抽出して、
0:24:35	後段のすすね、設工認への
0:24:38	見通しということで整理している表になってございます。
0:24:49	そうですね公認対象機器の中でそうですね。ごめんなさい。
0:24:53	はい。
0:24:56	規制庁のすすわかりました衛藤25ページの方は先行と一緒に生コンのプラントと一緒に許可の段階で確認してるもの。
0:25:04	で、11ページの方は工認段階で確認しているものを今回先取りとして見通しのためにつけましたっゆうことすすね。
0:25:11	小西の通りでございます。
0:25:13	規制庁の尾野です。ちょっとこれ11ページのところでまず記載だけなんですけど、あれなんですかね。
0:25:20	基本的に、
0:25:22	1のページ12ページ以降土木構造物とかって書いてあるんですけど、津波防護施設とかも全部土木構造物って位置付けなんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:34	はい。日本原電の平でございます。それと防潮でも含めてですね土木構造物という。
0:25:40	という形で整理してございます。
0:25:50	エンドウのカミヤですちょっとここはですね評価のやり方とかですねそういったところで我々ちょっと分けやすいようにですね分けさせていただいたところでございます土木構造物に関してはですね
0:26:03	ちょっと細かな話後段側の話になりますけども、建物構築物とかですね、また昇降特殊な解析、地盤の液状化等を考慮した評価をしていますので、
0:26:16	その土木構造物と三方5施設ですね膨張でも同様な評価手法を用いていますので、結果としてですね整理しやすかったということで、
0:26:26	こういった形をさせていただいてるということです。
0:26:30	規制庁のアサノわかりました。ごめんなさい14ページのところでちょっと、
0:26:36	教えていただいた同じところですね、これちょっと2点ほど教えていただきたいんですけども。
0:26:43	まず1個目が窒素供給装置で、これ既許可による設定誘導っていうのが2.01あって、
0:26:50	今回のS sが1.25最大で1.25を上回ったとしても、その裕度が2.01倍あるので、単純計算しても大丈夫ですっていうことをここに書かれてるってことでいいんですよね。
0:27:02	原電の平井でございますご認識の通りでございます。規制庁の小野です。わかりましたありがとうございます。ごめんなさいで、その下の高圧電源装置の関係なんですけど、これちょっと確認させていただきたくて、
0:27:15	今回追加されたS s 32を踏まえた、
0:27:20	加振試験をしたりしたってことなんですかそれともそれも包絡するような、あれなき加振をしてたから別にこれが問題ないですってことなんですか、なんか、今回のために加振試験は刺したのか。
0:27:31	ちょっと記載がよくわからなかったので教えていただけますか。
0:27:36	日本原燃の平井でございます。今回新たにですね32踏まえた加振はで、振り直しているといった整理でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:46	規制庁の尾野です。ありがとうございますわかりました。最後、1個だけちょっと。
0:27:54	わからなかったのがあってごめんなさいコメント回答のところのナンバー13なんですけど。
0:28:00	これも書いてある内容と、あとその比較表を、
0:28:06	照らし合わせたときにこの記載の適正化っていうのの条文の対象っていうのはあくまでも、今回のS sに関係する所、条文、
0:28:16	のみの話で、あれですよ。
0:28:19	そこを適正化してるだけなので、今回の申請のまま、S sに関するもの以外のものはしてないんで記載の適正化ですって言うってことでいいんですよ。
0:28:33	日本原電の平井でございますご認識の通りでございます。
0:28:39	はい。規制庁の尾野です。
0:28:46	あれですか、ちょっとわかりやすくコメン等の回答内容書いていただいていた方がいいのかなと思ってて、
0:28:52	今回の規制の適正化は震源を特定せず策定する。
0:28:57	地震動に関する、
0:28:59	仮称。
0:29:00	しかしてないので、しないですっていうことがわかるようにしていただけたらと思います。私からは以上です。
0:29:12	はい。日本原燃平井でございます。承知しました。
0:29:22	ちょっとさっきオノ規制庁ミヤモトが確認したところの加振試験のところろろで、ちょっと確認なんですけど、12 ページ 13 ページ下のページで言うと 1045 になるのかな。
0:29:34	で、まず常設代替高圧電源車と、1 から 5 と 6 っていうのがあって、
0:29:40	これ 1 から 5 が、
0:29:42	あれでしたっけレギュラーというか、もともとの要求で、6 が予備ってそういう整理でしたっけ。
0:29:51	日本原燃平井でございます。えっとですねナンバー1 から 5 がちょっと仕様が異なってます、
0:29:58	海外製と、あとナンバー6 が国内性という形で仕様が異なるので分けて書いてるといった整理でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:15	前のカミヤですここまで予備とかっていう分け方ではなくてですね、あくまで仕様、車両のタイプが異なる、構造が異なるので、二つし、
0:30:26	二つの名称でき、
0:30:29	リストアップさせていただいてるということです。
0:30:31	わかりました使用がこれNo. 1から5と6で違う。
0:30:36	何かもう少し説明しますと新規制のときに、もともと常設高圧電源装置は4台プラス1台の台数及び落ちておりました。
0:30:46	審査の中で、電源容量が増大しましたので、台数を5台にしたときに、当初の考え方の予備号機って持ち方考え方も生きてましたので、
0:30:56	新たに追加で1台足して、5+1になってると、その5+1の1台がこれがもともと当初のやつから別の所、
0:31:06	仕様というかメーカーの目、国内か国外かという違いがありまして、そういう整理になっています。
0:31:14	要は国内性ってコガ井清の違いってそういうことだね。で、あとねこれ確認したかったのは、
0:31:20	これ何で関心は、加振試験をやらなきゃいけなかったのかだけ教えてください。要は企業間のおかしい試験、もともとやってると思うんだけどそれはやっぱり超えてるっていうことで、
0:31:31	もともとの監視試験って、ある程度裕度を持ってやってるはずなんだけど、
0:31:36	それ以上だったってそういうそういうことですか。
0:31:41	日本原燃の平井でございます。ご認識の通りで融度を超えそうというところがありましたので事前に、
0:31:48	工場費、超えていましたので事前にこういった形で整理してございます。
0:31:54	はい。誘導超えそう。
0:31:57	その辺の何かこう、
0:32:01	記載しておいてもらった方、他のやつはもともとのベース設計、
0:32:05	2、
0:32:07	融度があってその中におさまるの確認しましたっていうと、
0:32:13	この二つは言う、もともとの設計裕度をよりは大きくなる可能性がある。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:19	可能性があったのかそれとも、もう融度が大きくなったから、どっちなんでしょう。
0:32:24	日本原燃平井でございます。
0:32:27	超えてるということです。はい。
0:32:29	はい。超えているのでやり直したと。ちょっとこれで固定方法私もちょっと忘れたんだけど、これ固定方法って何でしたっけケーブルで止めるんでしたっけ。何食べてたんですよ。
0:32:47	サトウでございます。ももとの試験では、ロープで固定していました。今回再加振試験を行うにあたっては、ロープの固定方法から別の
0:32:59	足回り回の固定方法と固定方法は変えて、河川敷をやってございます。
0:33:06	だから、
0:33:09	固定方法まで変えてるってことですか。
0:33:14	その通りでございます
0:33:17	当初 15 名、当初の設置方法ロープ、
0:33:23	ケーブルじゃないワイヤじゃなくて、ロープ、
0:33:28	ロープで固定、そうですね。
0:33:38	ロープ固縛。
0:33:40	だったのを、今言われた、何で固縛することになったんでしょう。
0:33:47	族の固定事業で、タイヤの部分を固定するような形になります。ただがっちりとして固定するわけではなくって、ある程度、クリアランスを持たせて、
0:33:58	転倒しない範囲で、集まりを固定してるというような形ですね。
0:34:12	その通りでございます実際に固定する、現地で固定する場合には、今まで
0:34:19	想定していたロープで来、固定するわけではなくって、金属の固定治具を用いて、固定するような形になる、なります。
0:34:33	そうだと、
0:34:39	いや、ちょっと私気にしてるのは、
0:34:43	やっぱ既許可とは違うんだよねっていうだけなんだけど、
0:34:47	既許可でどこまで、
0:34:49	既工認でもそうなんだけど、どこまで、
0:34:54	小手法

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:56	すいませんちょ、ちょっと、
0:34:58	ちょっと打ち合わせします。
0:36:24	だから固定方法については先行の実績のあるものを持ってきて、 その加振試験の結果を工認で示す。
0:36:34	そういう方針であるっていうさ、そういうことですかね。
0:36:40	ということは今回、これ工認の見通しなんで許可でっていう話じゃないんだけど工事の見通しの中で、
0:36:46	もう一番きつかったのはそれだ。
0:36:48	だって、そういう感じですかね要は結構裕度を食い潰してるというか、
0:36:57	この表の中にもですね。
0:36:59	こういう周期を書いてございますけども、
0:37:02	まさに 1.587 とか 1.333 ということで、S30 が超過する 1 秒から 2 秒に当たるわけですね。
0:37:11	従って誘導の中でおさまるかっていうと、もう収まらないっていう結果でしたので、私どもは、
0:37:18	S s 32 の審査状況なんかも踏まえつつですね、
0:37:22	これ加振試験ですので工場の押さえとかも必要でしたので、しかるべき時期にきちんとやらさせていただいたということでございます
0:37:32	そういった意味で
0:37:34	厳しいこれが一番厳しかったのかっていうとそれなりの試験をやったって意味では、
0:37:39	他の 2 者に対しては少し手を加えているということだと思います
0:37:45	はい、わかりました。
0:37:47	とですね、固定方法の変更があるなら何らかの形でわかるようにしてもらえますかっていう。要は後任への引き継ぎの、
0:37:56	前提になってくると思いますのでそこは多分、ポイントにもなるかもしれないので、
0:38:02	そこの記載はここで書くのか、ここで書くのが一番わかりやすいのかなって気がするので、ここで記載を追加してください。
0:38:11	原電の室井でございます承知しました。そうしますとまとめさせていただきますと、今ほどお話のありました固定方法を見直したという件と、その前にお話いただきましたけれども、
0:38:22	加振試験をやった経緯と申しますか、理由も含めてですね、少し記載の適正化をさせていただきたいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:29	はい。よろしくお願いします。私は以上です。
0:38:45	規制庁秋本ですちょっと細かいところなんですがこの周期でしたっけ、の数字を入れていただいたところで、
0:38:56	ちょっと確認だけなんですけど、S-2-2のシリーズの2、今、27ページ、通しの27ページ見てるんですけど、
0:39:07	あれ、0.4198秒だったり前のページだったら0.074秒って、
0:39:15	何かあれなんすけどこれって特に有効数字とかそういうものはないような感じでよかったんでしたっけ。
0:39:26	日本原燃平井でございます。特に有効数字等を意識して記載はしてございません。
0:39:34	はい。以上でございます。
0:39:39	はい、ご認識の通りでございます。
0:39:53	衛藤規制庁の天野です。ちょっと私から何点か確認なんですけどまず
0:39:59	コメントリスト13番で、ちょっと改めて確認なんですけど、
0:40:06	これはあれですかねさっきちょっと、記載の充実って話ありましたけど、
0:40:11	野木。
0:40:12	現在申請されている変更理由は、あくまでその評定とスペクトルに基づく基準地震動 S_s を追加し、関連する記載の一部を変更すると。
0:40:25	いうことになってるので、
0:40:27	関連しない記載の適正化は、
0:40:30	あれば、変更理由は記載の見直しをする必要があるけれども、そういうものは今回ないと、そういう理解でいいですか。
0:40:40	はい。日本原燃の平でございます。ご認識の通りでございます。
0:40:46	はい。規制庁の浜ですわかりました。阿藤。
0:40:52	申請の影響についての資料ですねS-2-2の方の
0:40:58	シリーズD。
0:41:00	まずう表の、
0:41:04	方からいくと、さっきの
0:41:07	通しで言うと11ページですね。
0:41:10	で、第2-3表ということで、
0:41:14	まず、
0:41:16	さっきの加振試験、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:18	通しの14ページは、
0:41:21	ちょっとこの記載を、またちょっと見直すということなので、その際に合わせて、
0:41:27	見直していただければと思うんですけど問題ないことを確認しているというのは、ちょっと余りに、何て言うんすかね。定性的な表現で、
0:41:37	どう、問題ないことを確認してるのかわからないので、ここはちゃんと判断できるような記載の仕方にしていただきたいんですけどよろしいでしょうか。
0:41:48	日本原燃の平井でございます承知いたしました。
0:41:51	はい。規制庁野村です。それで、
0:41:54	この5分の1から5分の5の左、左から3列目ですか、これを見ると、
0:42:01	うよ、要するに四つ。
0:42:05	四つぐらいに分類されて、
0:42:09	通しの11ページでは、
0:42:14	土地が
0:42:16	既許可、S _s の最大応答値に包絡というのと、
0:42:20	その下の趣旨、照査値が、所定の評価基準値を満足というのと、
0:42:27	あと三つ目が通しの14ページですか、この設計裕度がS _s 32の最大超過率を上回るというのと、
0:42:37	あとはこの加振試験を実施と。
0:42:40	このよっつうで確認できているとそういうことでよろしいでしょうか。
0:42:47	はい。日本原燃の平井でございます。
0:42:53	原電の神谷です。
0:42:56	おそらくですよっつうではなくてですね五つになるのかなと思います。ご指摘のあった11P通しページの11ページの紙廃棄等の記載ぶりが一つと、
0:43:09	取水構造物水道構造物の水構造物の照射値が評価基準値を満足しているのが一つ二つ目。
0:43:18	ていうのと、
0:43:20	あと屋外二重管です。すいません失礼しました。一つ飛んでですね、常設代替高圧電源装置及び西側淡水所長設備ってことで、
0:43:30	塩崎協境界性質の最大小車賃崩落ということで土木構造物は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:38	今二つ。
0:43:42	ですね評価基準値が満足っていうのと最大相写真崩落ってのが二つ。
0:43:48	あと、機器配管系でいうと、ご指摘のあった二つの記載、
0:43:55	すいません、二つの記載通りっていうことで最大超過率を上回っていうと加振試験ということで5基ずつになるのかなと思います。
0:44:06	規制庁の天田ですわかりました。
0:44:09	分類すると五つということですね少々違う。
0:44:16	わかりました。
0:44:20	二つ目。
0:44:22	ごめんなさい二つ目と三つ目の違いは、
0:44:26	ちょっと補足していただいていいですか、その照査値に関する、二つ目と三つ目のうち、
0:44:34	はい、日本原電阪上でございます。
0:44:37	照査値の方につきましては、取水構造物を例にとらせていただきますとこちらは既許可の、
0:44:47	S _s を上回ってS ₃₂ が一番おっきいんですけれども、す、もともとの評価基準値は満足している。
0:44:57	というのがこの照査値が所定の評価基準値を満足というものです。
0:45:03	その二つ下ですね、衛藤常設代替高圧電源装置置き場。
0:45:08	のところについては、既許可S _s 、最大照査値に包絡される。
0:45:14	ということで、こちらの照査値が企業カセS _s の最大静措置包絡という記載にさせていただいております。
0:45:23	はい。規制庁の天田ですわかりました。で、その上でちょっとまとめ方の、ちょっと確認なんですけど、通しの30、
0:45:35	5ページですかね。
0:45:37	5ページにまとめが書いてあるんですけど、
0:45:49	ちい
0:45:50	3、3パラグラフ目ですか、追加する平成32番のところ、
0:45:58	真ん中ぐらいからですかね基本的に、この三つの理由が書いてあって、基本的に既許可の許可施設の大部分は短周期側に、こういう集計を有していること。
0:46:10	それ等、二つ目に、第2-3表に示す一部の長周期側にこういう周期を有する施設に対する評価。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:19	影響評価結果。
0:46:22	の二つ目で第3-2表で個別に考察した結果と、この三つの理由で、
0:46:29	設計及び工事計画への見通し終えているところこういう整理をされているということによろしいですか。書いてある通りなんですけど。
0:46:39	はい。日本原燃平でございますご認識の通り三つの項目をもって、見通しあえているというふうに整理してございます。
0:46:47	それでちょっと書く規制庁の天田ですけど、通常このまとめ、まとめのところは
0:46:56	あまりなんですかね。
0:46:58	表に示す通りということで表をさらにまとめの段階で見て、従って見通し終えてるという確認をこれだとしなきゃいけないのでまとめになってないような気もするんですけども。
0:47:12	そうすると、前段でどう書いてあるかというたとえば通しの5ページで、
0:47:18	最初のパラグラフのところ、最後の方ですかね、第2-3表に示す各施設の影響評価結果から、設計及び工事、工事計画への見通しを示すと書いてある。
0:47:32	これはあれですかだから分類整理をすると。
0:47:38	5、通しの5ページの方は、この表の第2-3表だけの結果から、
0:47:47	つまり他の二つ、三つのうち他の二つⅡ、
0:47:51	もう加味しないで、
0:47:54	設計及び工事の計画の見通しを有すると、そういう整理をされるといいますかね。
0:48:02	はい。日本原燃平井でございます。通し5ページにつきましてはご認識の通りですね、第2-3表の影響結果について記載してございましてまた、最終的なまとめでそれぞれ3項目についても含めて考えて、
0:48:19	結論を出しているといった整理でございます。
0:48:27	さっき、第2-3表と第3-2表の下関係の説明がありましたけど、
0:48:34	1番目と2番目は固有周期体の話なんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:39	外れてるか、重なってるかで、わかるんですけど、第3-2表っていうのは、所条文単位の整理ということなので、
0:48:48	物によってはその前段の説明等、ちょっと
0:48:53	関連するんじゃないかと思うんですけどちょっとそのあたりの、何ていうんすかね。
0:48:59	ロジックというか整理の仕方がよくわからないとかですね、さっきの表の、
0:49:05	の方で、五つの
0:49:09	結果的に確認を終えて、
0:49:13	第2の作業については、
0:49:16	問題ないことを確認したっていうことなんですけどそのあたりってどっかに、
0:49:22	こうロジカルに書かれてるんでしょうか。
0:49:24	ちょっと。
0:49:26	ちょっともし書かれていれば、該当箇所を教えてくださいんですけど。
0:49:38	日本原燃平井でございます。
0:49:41	すいません今のちょっと記載ですとそここのところ時間に記載した箇所はないんですけども、
0:49:51	はい、そうですね。
0:49:53	各項目においてそれぞれの観点から評価、確認をして最後まとめて、
0:50:01	整理しているといった形で現状は記載してございます。
0:50:11	はい。規制庁の天田です。現状はわかりましたが、ちょっとまとめという。
0:50:19	ことでまとめになってないような気がしててですね例えば、
0:50:23	表の五つの
0:50:26	整理結果が本文でこれ多分、今のお話だと、何も書いてないとかですね裕度の話とか、
0:50:34	照査値の話とか何も書いてないとか、あとは、
0:50:38	参事通しの35ページのまとめが、表を引用する形になってまとめになってないとかっていう、
0:50:45	ところがありますので、ちょっと
0:50:48	必要に応じご検討いただいて、
0:50:53	必要に応じて適正化をしていただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:57	はい。日本原電の神谷です。ちょっとご指摘を受けましてですね、確かに
0:51:03	ここで2-3表と3-2表の関係とかですね。確かにそこら辺の結論が最終的な35ページに書かれてるけど、一致しないっていうかロジカルに記載されてない。
0:51:15	ところがございますので、ちょっとここは前段の整備と最後のまとめが、一致するような形でですね、整理をさせていただきたいなと思います。
0:51:26	はい。規制庁の天田です。私からは以上です。
0:51:33	規制庁藤尾ですおそらくこの資料S-2-2の資料というのは伊方の資料をベースにして作っておられて、伊方っていうのは水平方向は要は、
0:51:44	追加したやつ包絡されて鉛直をちょっと上回ってた。だから、あまり、要は
0:51:49	既許可で、幼稚フォーカスを当てて、要は、設工認、すでにこれまで認可された設工認に対してあんまり、
0:51:56	費用は出てなかったんですね。これと言って言うと、実は設工認に関する内容までちゃんと見てますよということからすると、
0:52:07	もしかしたらこのS2-2の資料の位置付けっていうのはもうちょっと、何だろう、何、3ページとかを元にとつから、もうちょっと見直しの方がいいのかもしれないですね例えば、この3ページに書いてあるのは、
0:52:21	基本的には許可申請書って書いてますよね。で、審査資料。
0:52:26	ここで何か大きく制限がかかっているにもかかわらず、さっき言った、突然なんか設工認の、何だっけ首長さん新野さんでしたっけ、がポンと出てきてそこが多分すごい。
0:52:36	議らしいところです。なので、もしかしたらこの資料っていうのは、既許可の申請書で見通し終えても、という言い方なものに加えて、
0:52:46	今回当人として特別にやっぱ、水平方向は超えてるものは、周期に合わせてちゃんとやったと、そういった立て付けを考えて、下の続きを、
0:52:56	論理的に構築していくと、してまとめにつなげていくと、また当然さ、さっき言った文章麻痺ひょスズキちゃうと、
0:53:06	日本語がそういうのだけわからないですとか、そういった、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:09	のが何となく、これ私の言い方の審査から見た内容ちょっとアノ所見でした。一応ちょっとそういった点も踏まえてご検討ください。
0:53:20	日本人の平井でございます。承知しましたアノ以下たの比較も含めてですねちょっと構成整理して、見直したいとございます。
0:53:30	違いについてははい、承知しました。
0:53:36	規制庁宮本です。多分アマノ、あと藤原から指摘あったように、東海第2については工認に向けての資料作成がある程度進んでいて、
0:53:48	言い方はその分があまり、まだそこまで進んでない状況での許可申請だったと。
0:53:55	それに対して、東海第2はもっと中身である。
0:53:58	ないように、まとめ資料がなるので、そうすると、せっかくそれをやってるものについては、充実した記載を、
0:54:05	追加した方がいいのではないかとということもあると思いますので今の指摘を踏まえて、全体的によく見ていただければと思います。はい。以上です。
0:54:17	日本泉ヤギです承知しました。
0:54:24	はい、規制庁のでそれでは次の説明をお願いします。
0:54:31	はい。日本原燃平井でございます。
0:54:33	そうしましたら審査会合用資料のパワポ資料、資料番号がS-7の会の0の方ご説明させていただきたいと考えてございます。
0:54:44	ですねこちら資料今回は津田氏になりますけれども基本的にはですね前回ヒアリングでご説明させていただいた審査概要に対してですね修正、もしくは追加しているような、
0:54:56	形でございますので、ハッチング箇所、黄色でハッチングしてございますけれどもこちらはですね前回の申請概要のパワーポイント資料からの反映箇所になってございます。
0:55:07	ページめくっていただいて、2ページが目次でございます。
0:55:13	目次の構成としましてはですね審査資料を踏まえてですね、適合性の内容であったり、適用する内容と、あとですね、衛星技術的能力審査基準への適合性の内容等を踏まえてですね、審査会、申請の概要から追加しているような、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:29	構成になってございます。またですね参考資料につきましてはですね、審査資料でまとめた内容をですね、参考資料という形で整理してございます。
0:55:38	それでは3ページお願いいたします。
0:55:42	まずはじめにということでこれまでのですねトウニのですね、実績を踏まえて、記載をしてございます。
0:55:51	申請概要のご説明の方から追加した部分でいきますと新作をという紙を、下につけてですね全体のですね、ポイントがわかるように記載してございます。
0:56:04	次のページ4ページ行っていただいて、こちらが追加した内容になってございますけどこちらの改正規則等への適合性を踏まえた申請内容の検討というところでですね、
0:56:15	基準地震動 S_s 自体はですね休暇申請書の中でも幅広く設計方針として記載されてございますので、まずはですね右の図1に示すフローに沿って楨機構が申請書を網羅的に確認して、
0:56:29	基準地震動に関わる設計方針の抽出、
0:56:33	と同時にですね、審査資料も網羅的に確認しですね基準地震動等に係る評価、
0:56:39	を抽出してその内容がですね、申請書記載事項に変更があるかないかというのを踏まえてですね、確認した。
0:56:47	整理してございます。
0:56:50	で、検討方法としては、そのフローに沿って整理して、
0:56:54	ございまして次のページ5ページ目をお願いいたします。
0:56:58	こちらですね検討結果を示してございます。
0:57:01	基本的に審査資料の内容を踏まえて、つい記載してございますけれども、新許可申請書の基準地震動等に係る記載を検討した結果ですね、基礎地盤、
0:57:14	アノ. 6の基礎地盤と周辺斜面の安定性評価並びにですね、基準地震動 S_s の策定結果、
0:57:20	以外についてはですね基本的には基準地震動等に対する設計方針の記載であることを確認したというところです。
0:57:27	でですね、 S_s を32を追加した場合においてもですね、基準地震動 S_s または弾性設計用地震動 S_D による地震力で設計するという基本設計方針、
0:57:38	の変更がないことを確認してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:41	またですね、審査資料を網羅的に確認した中でですね基準地震動等に対する評価結果については、(1)に示してございますけれども、それをもってですね休刊申請書記載の設計をしに行き当たるものではないことを確認したと。
0:57:56	いう整理です。(1)一つ目がですね基準地震動を追加したとしてもですね評価結果考察に影響を与えないということとですね、(2)でですね、設計及び工事計画への見通しを示すものであって、香田の既認可の方で、
0:58:11	改めて評価傾向を示している内容についてはですね、休暇申請書、
0:58:16	内容を確認しているといった次第でございます。
0:58:20	で、とですね。
0:58:21	す。4ポツ目の方でですね、追加それ生産充実にの設計及び工事計画への見通しを整理してございます。
0:58:32	基本的にはですね、既許可施設の大部分は短周期側にこの周期を有してですね今回のS s 30日放管員から外れていることと、1部長周期側に固有周期を有する施設についてはですね現時点の耐震評価結果、
0:58:47	成立性を確認しているもしくはですね、設計裕度と最大超過率の関係から生成を確認しているといったところで、石油工事計画への見通しを有するという整理をしてございます。
0:58:58	このためですね評価結果については、後段のですね設工認の中で示すと。
0:59:03	いう整理をしてございます。
0:59:05	5ポツ目ですね、なお書きで添付書類5とですね添付書類11について、確認結果を記載してございます。
0:59:13	次のページをお願いします。6ページですね。
0:59:16	これまでの検討結果を踏まえてですね申請書、申請の概要をお示ししてございます。こちらはですね前回の申請概要でご説明させていただいたところからですね、
0:59:28	一番記載の適正化っていうのを入れていたんですけどこちらはですね主たる理由ではないのですね今回削除して、今回し基準地震動移設垂下に伴う内容に、
0:59:41	フォーカスしてですね、記載を見直してございます。
0:59:45	次のページをお願いします7ページ目です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:48	こちらはですね適合条文抽出の考え方ということで、
0:59:52	こちらですねⅡ2の適合条文抽出フローに沿って確認した結果を示してございます。
0:59:58	考え方としてはですね地区条文全体に対してですね堆積に係る条文化っていうところをYESので、
1:00:05	NOになったそれ以外の条文についてもですね基準地震動S _s を用いた評価方針を示している条文については、適合条文として抽出して整理してございます。
1:00:15	なおですね抽出した適用条文については許可申請書から設計の方針に変更がなくですね、許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないことを確認している旨、記載してございます。
1:00:28	8ページ目お願いいたします。
1:00:30	こちらSA技術的能力審査基準への適合性についてまとめた記載になってございます。
1:00:36	二つ目の矢羽根ですね基本的にS _s 32追加に伴う本申請において、技術的能力の審査基準の関係項目としてはですね1.0の共通事項と、
1:00:47	2.2の特重に関する体制の整備であり、これらの項目についてはですね、アクセスルート確保及び行方場所、要求事項に対して、牧久我申請書の
1:00:57	本文15の中でですね、耐震性に関する記載がありますけれども、今回H30追加によりそれらの設計方針に変更はなくですね、9下の基準適合性確認以下に影響を与えるものではない旨を記載してございます。
1:01:13	最後すいません9ページをお願いいたします。
1:01:16	こちらこれまでの内容をまとめた形でなっております。一つ目の矢羽根につきましてはですね、網羅的に許可申請書を確認した結果、
1:01:26	添6のですね、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価並びにですね、基準地震動S _s の策定以外については基準地震動に対する積ヨシノ記載であることを確認しましたと。
1:01:37	で、二つ目の矢羽根ですね、平成32年に対する柵木及び工事計画の見通しがえられていることからですね。
1:01:45	認可実績のある評価書を用いて、
1:01:48	設置変更許可申請書の設計方針に基づいた申請を行うと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:52	なお書きで必要に応じて支持構造物の追設の耐震工事等を実施する旨記載してございます。
1:01:58	三つ目の山根につきましては適合上部について、抽出シマ許可申請書の設計方針変更がないことを確認したという整理です。
1:02:09	四つ目の矢羽根がですね、S Aの技術的能力の審査基準についても、寄付基準適合性確認結果に影響を与えるものではないことをアノセ記載してございます。
1:02:20	最後にですね、以上のことから、今回の申請においてはですね、標準応答スペクトルの規制の取り入れ等の改正規則等への適合、
1:02:28	等へ適合していると判断していると。
1:02:31	いう結論で整理してございます。
1:02:35	10 ページ目以降がですね、参考資料としてですね審査資料の内容を記載してございます。
1:02:42	簡単に概要だけですけどまず 11、1 ページの方の参考資料 1 としましては、標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の概要ということで評価結果を示してございます。
1:02:53	こちらにですねグラフに示すとともにですね、超過範囲が水平方向で周期約 1 秒カミヤである旨を記載してございます。
1:03:07	で、番号 14 ページお願いいたしますこちら参考資料 2 ということで、期間申請書籍方針等の変更の必要性の検討結果として、
1:03:17	表で整理した形でございます。
1:03:26	すいません 19 ページをお願いいたします。こちらの参考資料 3 ということで、S s 32 の超過周期にこういう周期を有する施設の影響評価結果、
1:03:37	概要ということで、表で、審査資料にも記載しているような内容を整理してございます。
1:03:45	21 ページ目参考資料 4 としまして、
1:03:48	適合性の設計方針としまして、各適合条文で抽出した条文についての設計方針の概要を記載してございます。
1:04:02	それがですねずっとありまして最後ですね 37 ページをお願いいたしますこちらの参考資料 5 ということで、
1:04:09	S Aの技術的能力審査基準に対する機関の確認結果の概要ということで、表で整理してございます。
1:04:18	審査介護用資料の説明としましては以上になります。
1:04:25	はい、規制庁の尾野です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:29	それでは確認に入らせていただきたいと思いますけどこれあれですかね先行の方を見ながら作ってるっていうことでちょっと糖尿オリジナルところ少し違うところだけ入れてるっていうことですよ。
1:04:40	兵庫県の平井でございますご認識の通りでございます。
1:04:44	頭にオリジナルといきますと7ページの適合条文の考え方。
1:04:50	が、オリジナルになってございます。
1:04:55	あとですね、設計及び工事計画の見通しとして、表で整理した形で、
1:05:01	そこの判断についてはオリジナルになってございます。
1:05:08	西小西の通りですはい。
1:05:11	はい、規制庁のです。あとちょっと確認なんですけど、これあれでしたっけ。今回初めて提出する資料なんですけど、黄色ハッチングって何でしたっけ。
1:05:24	日本原燃平井でございます。前回のヒアリング申請概要っていうことでご説明させていただいて、
1:05:31	それに対して、
1:05:33	追加したという形で整理してございます。
1:05:51	はい。規制庁のです。私からは以上です他何かありますか。
1:06:01	規制庁深山ですこれ
1:06:04	伊方を参考にしてるなら、爾見さんこっちヨシダとっていて、
1:06:09	まずですね。
1:06:11	3ページに行くと、
1:06:16	これね、M i l l s t o n e とプラント関係審査工程M i l l s t o n e っていう何ですかなんですよ。
1:06:24	M i l l s t o n e っていうこれ何の意味で使ってますか、何ですけど。
1:06:29	日本原燃の平井でございます。わかりましたポイントというのと、ポイントを記載さしてございまして全体工程を含めたポイントを、
1:06:39	記載している。
1:06:41	なぜか要はね、その素案のマイルストーンという意味をしてるよそれは、
1:06:46	何でここに来るM i l l s t o n e っていうわざわざ書いてるのっていうだけなんですけど、例えばいかだとかであればM i l l s t

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	o n eなんていう書き方しなくて、プラントファン関係審査工程の中に設置変更許可の申請、
1:06:58	特重施設、設置許可処分の申請、
1:07:04	あとは法制とかってというのは書いてると思うんだよね。
1:07:08	当然、プラント関係の申請を出すので、多分そういう意味だところにまとめて、三行にした方がわかりやすいといえればわかりやすいかなと思うんだけど、わざわざそれを書いてるから、
1:07:20	何でこれを書いてるんですかなんですよ。
1:07:23	すいません原電の室井でございます。伊方の方の資料も参照しております、
1:07:29	伊方さんの場合にはですね例えば当社で言いますと2011年、2011年度の6月のところですね。
1:07:36	設置許可変更申請って書いてございますが、これが伊方におきましてはプラント側、
1:07:42	藤斜面まで三つ共通枠にしてですね、収めていたと記憶しております。
1:07:48	ただ1回そういう表は作って見たんですけども、
1:07:52	ちょっと何か表として分けたほうがいいのかとちょっと私もそう思いましてですね、共通事項をちょっとくだししてですね、一つ枠を作ろうかっていう判断に至ったわけでございますが、
1:08:05	それ以外のあまり理由はありませんので、やり方に合わせるっていうことならばそのようにできるかなと思っております。衛藤。私の認識がね、M i l l s t o n eという表現が何か違和感があるんですよ。
1:08:17	マイルストーンというのは目標を決めてやってる位置なんだけどこれ目標じゃなくてこれ実績を書いているだけだから、書くならM i l l s t o n eじゃないよなっていう気がしてるだけなんですけど、ほぼ最もでございます。ここはむしろですね。
1:08:29	主要工程とかですね、そんな感じかなと思います。言葉の使い方がちょっと適切ではないなと思いました。
1:08:37	以上でございます。はい。
1:08:39	で、あとは、4ページこれわかります。
1:08:44	で、
1:08:45	5ページのところでこれ多分、5ページかな。
1:08:51	5ページはそうです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:54	5 ページのところで多分ポイントになってくるのが、
1:08:57	四つ、123 四つめ追加する S30 ニワっていうところが多分ポイントになってくると思うんだけど、
1:09:08	ここで我々が確認したかったのは確かこの内容自体は重要なんだけど、
1:09:16	既許可で使った評価方法を、
1:09:20	踏襲します要はその使用することが明記されているようには見えないんですよ。
1:09:28	その上で、藤藤の場合は今、後任の
1:09:34	準備が進んでルーバ一段階なので、補強はほぼ要らないだろうということで、補強に関する要はその支持構造物の追設とかそういうものについては、言及しなくても、
1:09:45	今の現状事業者としてはその
1:09:48	この中で説明している通りなので、行楽されるだろうというそういう意味だと思うんだけど、ですけど、ポイントになってる既許可の評価方法を用いたってというのが、
1:10:00	記載されてませんよ。
1:10:02	そこいいですか。
1:10:06	日本原燃平井でございます。小西、
1:10:10	承知しました。
1:10:21	すいません。
1:10:24	当初、許可の審査なんで許可はあくまでも工認の見通しを得るための方針を確認するところがあるので、もう工認の結果が出来るのでその内容を少し記載するってのはあると思うんだけど、
1:10:37	全体の方針として、許可の大井衛藤評価方法を用いた場合なりなんりの記載がないっていうそういうことです。
1:10:46	一応です 9 ページの透明の、
1:10:49	方で、二つ目の矢羽根に、
1:10:53	記載しているような内容を、
1:10:56	ていう認識で、
1:11:07	承知しました。
1:11:11	で、あとはですね。
1:11:16	あとは、
1:11:18	何となくですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:20	7ページ8ページもちょっとすっきりしないですかだけなんですけどね。
1:11:31	何か。
1:11:32	すごく変わったことをやってるのかっていうとそうでもないわけですよ。
1:11:38	何かわざわざ我々変わったことやってますって書いてるように見えるんですよこの7ページ8ページが、
1:11:46	言い方とかはシンプルに書いてあって、
1:11:49	該当条文を介し記載してますんですけど、
1:11:53	んであれば別に結果だけ書いてくれてもいいと思うんですけど、
1:11:58	その重要な条文だけ書いた上で、それ以外の関係の内容を後ろに参考として付けるっていうふうに、やり方もあると思うんですけど、これ抽出結果とかっていうすごくこう、
1:12:09	先行とすごく違うやり方をしています。僕書かれちゃうと、これが論点になってしまうので、
1:12:17	そうではないわけですよ。
1:12:19	要は、言い方は該当条文だけしか
1:12:24	テンパチとして載せなかったけど、等に関しては要は関連する情報を確認する意味でも他の条文を抽出してますよってそういう意味なんであれば、
1:12:33	こういう表ではなくて、別に抽出結果だけの会合で、論点にして欲しいものっていうかその議論すべきものっていうところがあるところもあるので、
1:12:43	そうすると、
1:12:45	結果だけしっかり書いてくれればそれでいいかなと思うんですけど今この書き方だと、
1:12:49	7ページ8ページこれ、論点等で議論してくださいっていうふうに見えるので、
1:12:55	これは何となく、事業者の力確認者考えた方がいいかなと思います。
1:13:01	植野ヒライでございます。基本的には露点なりえないと思っておりますので、記載のほうをちょっと見直したいと思っております。すいません原電の室井でございます。ちょっと確認だけさせて欲しいんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:15	7ページ8ページと言っおっしゃってましたけども、パワーポイントの右下のページでいうと4ページ5ページでよろしかったでしょうか。
1:13:28	パーテーションスペース。
1:13:30	私今見てるのは4連の介護資料を見えています。
1:13:37	4電の会合資料も当然この4ページ5ページは載っています。
1:13:42	要は7ページ8ページの、要は
1:13:47	要求事項という言葉で設計方針というところをが、
1:13:53	頭にオリジナルで、
1:13:55	その抽出。
1:13:57	フォローみたいのをつけてるんだけどこれフローをつけるほどの話ではそもそもないはずで、
1:14:02	ガイド条文というのは大きなガイド常務っていうのは、4条であって、それ以外の関連条文としての整理だと思うので、そうするとその結果を書いてもらった方がよくて、
1:14:14	そういう意味で、4電が記載している、例えば7ページ8ページのような、
1:14:21	4. でいうと7ページとかになるとは思うんだけど、そういうふうな記載を工夫しないと、
1:14:27	工夫していただかないと、これは何か当人にとって頭に2が特別なやり方をしてますっていう説明をされようとしているようにしか見えないので、
1:14:37	そうではないです。
1:14:39	ですよね。
1:14:41	原電の室井でございますご指摘事項案の対象がちょっとですね、
1:14:47	ご指摘事項の中身は承知いたしましたので、少し考えてみたいと思います。ありがとうございました。
1:14:55	規制庁のです。この内容を載せてるのって、多分あれですよねテンパチ税の適合性方針の対象条文の取り扱いが事業者によってちょっと違って、
1:15:05	4では宮元が言った通り4条ですと、原電は、
1:15:12	基本的には一緒なのか四条とかプラント側だけだと4乗とかなんですけど、ちょっとそれ以外の関連条文のため適合性方針に乗せるっていうのが、
1:15:23	事業者の今までのルールなのか何か知らなくてそこに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:28	いよいよ伝統取り扱い自体は違うんだけど、結果の載せ方だけちょっと違うからそこをちょっと差異があるように書いたんだけど、実際大した内容じゃないですっていうことはおっしゃる通りだと思うので、ちょっと記載は考えた方がいいのか、その
1:15:42	結果を大事にするのプロセスを大事にするかっていうところだとちょっと検討してください。
1:15:50	はい。日本原電の平でございます。承知いたしました。
1:15:54	はい。私からのコメントは以上です。確認なんですけど、
1:16:03	補強はもうほぼないと。
1:16:06	いや別にそういう深い意味はないです。
1:16:10	要は今もう、
1:16:13	ちょっと先行と違うのは、東海大人数場合はもう、ほぼほぼ公認の資料は、今ある程度フィックスかかっている状況だと思うんです。来年、あれなんで、
1:16:24	そうするともう今のところではもうほぼほぼ中身の陸アノ認識は、
1:16:29	もう、もう、しているというところで先ほど電源車の話は別としても、
1:16:35	建物とかそういうものに対しての何か影響っていうのは、もう確認済みだという認識でいいですか。
1:16:45	はい。日本原電の神谷ですちょっと先ほどご説明させていただき、いただいた通りですね建物構築物と土木構造物関係もほぼ事業等解析も終わってですね、
1:16:55	荷重等ができてそれを比較する形でですね、問題ないっていうところは確認しています。ただですねこれからの機器配管系をやらさしていただくんですけども、
1:17:06	東海大の場合ですねちょっと特殊な体本体成層圏評価条件のFRSとを使ってまして、ちょっと大きめのFRS、当時の設備評価用FISと違って呼んでましたけども、
1:17:21	設計を床応答スペクトルに余裕を持たせた形でやっていますので、万一ですね、今回のところでFR余裕度を超えてきたとしてもですねそういった
1:17:33	当時持ってた余裕の中に収まるといったところをもってですね、補強工事等は我々としてはですね、しない方向で考えたいなと思っているという状況でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:47	はい、わかりました。はい私は以上です。
1:18:05	すいません規制庁の浜です。ちょっと、記載ぶりというかちょっと細かいんですけど、何点かまずう。
1:18:14	さっきのと、まとめ資料のほうのまとめに関連して、
1:18:21	パワーポイントだと、右下5ページですかね。
1:18:27	ポツの四つ目ですか、四つめに、
1:18:29	書かれてるんですけど、まず、鉛直方向は、徒歩
1:18:36	すべての周期体で包絡するっていう記載が、
1:18:40	ちょっとあとあった方がいいかなっていうか、そこは明確にしていた。
1:18:44	いた方がいいかなという。
1:18:46	ゴトウ。
1:18:47	あと、この記載がですねちょっとまとめ資料とパワポの関係なんですけど、
1:18:53	基本的にはまとめ資料で、
1:18:57	事実関係整理された上で、パワーポイントでそのエッセンスが、会合で説明されると認識してるんですけど、
1:19:07	ちょっとその表現は、まとめ資料と前、あってないところがあると。
1:19:12	例えば、
1:19:14	パワーポイントの3行目ですか2行目から3行目にかけて、
1:19:22	S s 32 の超過周期から外れているという表現を、
1:19:28	使われていて、ちょっとまとめ資料の表現と違うとかですね。
1:19:33	というところがありますと、
1:19:35	このあたりよくまとめ資料をきちっと整備していただいた上で、会合の資料を作って、
1:19:43	ていただかないとちょっと相互にそごがあるとそこの違いは何ですかというようなことになるんですけども、このあたりいかがでしょうか。
1:19:56	はい。日本原電の平井でございます。ご指摘の通り、少し審査書、まとめ資料の方とす。
1:20:03	言葉じりが違っているところもありますのでそちらの合わせるような形でちょっと整理したいと。
1:20:09	思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:11	はい。規制庁の天田です。あと、あとさっきまとめ資料でも言いましたけど
1:20:18	まとめ資料側で本文、
1:20:20	表意をするのであればそれは、
1:20:24	表は参考にはならないはずなので、ちょっとその辺りさっきのコメントを踏まえてですね。
1:20:31	整理していただきたいのと、
1:20:34	あとあれですかさっきまとめ資料の方だと
1:20:37	富み、三つの三つの理由があって設計及び工事での工事計画への見直しを入れてるといことなんですけど、
1:20:48	ちょっとこのパワーポイントの方だと、
1:20:51	ちょっとこれ読み方が、
1:20:54	さっきのまとめ方で直されると思うんですけど、
1:20:59	国庫ではですね、基本的にという表現を使われた上で、
1:21:06	既許可施設の大部分は、短周期側に固有周期を有し、S s 32 の超過初期から外れているというのが一つ目。
1:21:15	一部の長周期側に固有周期を有する施設については現時点での、
1:21:20	耐震評価結果から S s 30 に対する整理性を確認しているというのが、
1:21:25	二つ目ですかね。もしくは、
1:21:28	既許可の S S の、
1:21:31	設計誘導と最大超過率の関係。
1:21:34	頭から整理性を確認しておると。
1:21:37	こういう文章だとこの頭の中に四つめが入るといふふうにも、
1:21:43	ちょっと読めるんですけどこれは多分、三つ目のこの最大超過率とか設計誘導。
1:21:50	以外に、五つのうち他の三つがあるってことだと思んですけども、
1:21:57	基本的にはまとめ資料の内容を書いてるつもりってことによろしいですかということ、あと基本的にという表現は、
1:22:06	基本以外もあるように読めるんですけどこの辺りは、
1:22:10	ちゃんと明確にしていきたいと思うんですけどこの2点いかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:17	日本原燃の平井でございます。1点目につきましては、まとめ資料の内容を踏まえて記載はしたものをですね先ほどコメントいただいた、
1:22:28	内容も踏まえてですね、ここの記載についてはちょっと見直したいと考えてございます。
1:22:32	あと2点目の基本的にというところにつきましては、ご指摘の通り、少し曖昧な部分もありますので、そちらについてもですね、記載の見直しを検討したいと思っております。
1:22:44	以上でございます。
1:22:46	はい。規制庁の天田です。
1:22:49	藤。
1:22:51	あと表、一応パワーポイントでも会合です。
1:22:55	表説明されてることなんで参考資料の、
1:22:59	表なんですけど、通しへと、19ページ、20ページに、
1:23:06	さっきのまとめ資料の表の要約がついてるんですが、
1:23:10	これもちょっと表現をちゃんとまとめ資料で、合わせるなら合わせていただきたいんですけど。
1:23:16	例えば上から二つ名の取水構造物は、
1:23:21	まとめ資料だと、照査値ってなってたと思うんですけど、調査結果と表現が違うと、とかですね。
1:23:29	あとは投資20ページの、
1:23:33	この常設代替の高圧電源装置の加振試験、
1:23:38	ここの書き方なんですけどね、このタイトルが、
1:23:41	S s 32 追加に伴う設計及び工事計画の見通しということで他は包絡とかですね。
1:23:48	判断基準値を満足っていうような書き方なんですけど。
1:23:53	加振試験のところは単に加振試験を実施としてしか書いてなくて、
1:23:58	どういう理由で、見通し終えてるのかっていうのがこれではわからない。
1:24:03	ので、
1:24:04	ちょっとその辺りも、
1:24:07	きちんと整理していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:12	日本原燃平井でございます。ご指摘の通りかと思imasので、修正して整理したいと思います。
1:24:20	規制庁の天田です。私から以上です。
1:24:30	はい、規制庁のです。他の確認事項なんですか。大丈夫すかね。
1:24:36	事業者の方から確認ありますか。
1:24:41	はい。規制庁のオノですそれではヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。